

改正

昭和63年3月31日規則第32号
平成元年3月31日規則第34号
平成3年5月10日規則第30号
平成4年3月31日規則第18号
平成6年3月31日規則第13号
平成7年3月24日規則第14号
平成8年11月26日規則第81号
平成9年5月23日規則第35号
平成11年3月31日規則第33号
平成12年3月31日規則第115号
平成17年3月31日規則第35号
平成25年11月22日規則第91号
平成26年3月31日規則第34号
平成26年11月18日規則第64号
平成28年3月31日規則第37号
平成29年12月28日規則第50号
平成30年12月28日規則第79号
平成31年3月29日規則第35号
令和3年3月26日規則第25号
令和5年3月31日規則第25号
令和5年11月10日規則第53号
令和6年3月29日規則第15号
令和6年12月27日規則第48号
令和7年10月24日規則第48号

沖縄県都市公園条例施行規則をここに公布する。

沖縄県都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）の規定により規則に委任された事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項又は第6条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用（以下「公園施設の設置等」という。）の許可を受けようとする者は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に掲げる申請書を、知事に提出しなければならない。

（1） 法第5条第1項の規定により公園施設の設置又は管理をしようとする場合

ア 公園施設を設置しようとするとき 公園施設設置許可申請書（第1号様式）

イ 公園施設を管理しようとするとき 公園施設管理許可申請書（第2号様式）

（2） 法第6条第1項の規定により都市公園を占用しようとする場合 都市公園占用許可申請書（第3号様式）

2 前項の申請があつた場合において、知事は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認めるときは、許可証（第4号様式）を交付するものとする。

（許可事項の変更手続）

第3条 公園施設の設置等の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更許可申請書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申請があつた場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（備品等の利用料金の基準額）

第4条 条例別表第3に規定する規則で定める物及び条例別表第6第2項に規定する規則で定める額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例別表第6の備考2の実費に相当する規則で定める額は、別表第2に掲げるとおりとする。

（保管工作物等一覧簿）

第5条 条例第11条の3第2項の規則で定める様式は、第6号様式のとおりとする。

（保管工作物等の返還に係る受領書）

第6条 条例第11条の6の規則で定める様式は、第7号様式のとおりとする。

（届出）

第7条 条例第12条第1項の規定による届出の様式は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおりとする。

（1） 条例第12条第1項第1号の届出 第8号様式

- (2) 条例第12条第1項第2号の届出 第9号様式
- (3) 条例第12条第1項第3号の届出 第10号様式
- (4) 条例第12条第1項第4号又は第5号の届出 第11号様式
- (5) 条例第12条第1項第6号の届出 第12号様式

(使用料の減免)

第8条 条例第15条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益上の目的のため都市公園（有料公園施設等を除く。）を使用する場合
- (2) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間都市公園を使用する場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、知事が特に必要があると認める場合

2 使用料を減額し、又は免除する額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に当たる場合 使用料の全額
- (2) 前項第3号に当たる場合 その都度知事の定める額

(使用料の減免申請手続)

第9条 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第16条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 法第27条第2項の規定により許可を取り消した場合
- (2) 許可を受けた者の責に帰することができない事由により公園施設の設置等ができなくなった場合
- (3) 許可を受けた者が公園施設の設置等を開始する日の10日前までに、許可の取消しを申し出てやむを得ない事情があると認められる場合

2 使用料を還付する額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に当たる場合
 - ア 許可に係る公園施設の設置等を開始する前に、許可を取り消したとき 使用料の全額
 - イ 許可に係る公園施設の設置等の期間中に、許可を取り消したとき 取り消した日以後の許可期間の許可期間に対する割合に対応する使用料の額

(2) 前項第2号に当たる場合 公園施設の設置等ができなくなつた日以後の許可期間の許可期間に対する割合に対応する使用料の額

(3) 前項第3号に当たる場合 使用料の額の9割相当額

(使用料の還付申請手続)

第11条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(第14号様式)を知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定申請書等)

第12条 条例第19条に規定する規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第15号様式)によるものとする。

2 条例第19条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)

(3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

(4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

(5) 役員の名、住所及び履歴を記載した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(首里城公園指定管理者制度運用委員会等の組織等)

第13条 首里城公園指定管理者制度運用委員会、奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会及び都市公園指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に、それぞれ、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、それぞれ、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、それぞれ、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、それぞれ、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、それぞれの運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 首里城公園指定管理者制度運用委員会及び都市公園指定管理者制度運用委員会の庶務は土木建築部都市公園課において、奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会の庶務は文化観光スポーツ部スポーツ振興課において、それぞれ処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、会長が運用委員会に諮って定める。

(事業報告書)

第14条 条例第28条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 都市公園の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 都市公園の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日規則第32号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日規則第34号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年5月10日規則第30号)

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日規則第18号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第3条の2の表の改正規定中レクリエーションプールの項に係る部分は平成4年7月1日から、駐車場の項に係る部分は平成4年11月3日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日規則第13号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月24日規則第14号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年11月26日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月23日規則第35号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第33号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第115号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月22日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第34号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月18日規則第64号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第37号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日規則第50号）

この規則は、平成30年1月5日から施行する。

附 則（平成30年12月28日規則第79号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第35号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第25号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第25号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月10日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 15 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 27 日規則第 48 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 10 月 24 日規則第 48 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

	種類	基準額
陸上競技場	棒高跳用一式	100円
	走高跳用一式	100円
	着地測定器	100円
	移動障害物一式	100円
	円盤・ハンマー投用囲い	100円
	風速測定器一式	100円
	スタート発信装置一式	100円
	サッカー用ゴール	100円
	サッカーベンチ一式	100円
	大型映像撮影機	30,980円
	小型映像撮影機	2,680円
体育館	写真判定装置一式	1,770円
	上記以外のもの一点につき	50円
	移動式バスケットリング一式	200円
	体操用フロア	300円
	ハンドボール用ゴール	200円
	バドミントン一式	100円
	バレーボール一式	100円
卓球台一式	100円	
フェンシング一式	300円	

	特設ステージ	1,060円
	体操用具（一種目につき）	200円
水泳プール	水球一式	100円
屋内運動場	レクリエーション用具一式（一種目につき）	100円
	マイク（スタンドを含む。）一本につき	100円
	上記以外のもの一点につき	50円

別表第2（第4条関係）

空調利用料金

種類		単位	基準額
陸上競技場	記者室	1時間までごとに	430円
	運営本部室	1時間までごとに	360円
	会議室	1時間までごとに	310円
	中継スタッフ控室	1時間までごとに	250円
	特別室	1時間までごとに	260円
	放送室	1時間までごとに	310円
	カメラマン室	1時間までごとに	260円
	ドーピングコントロール室	1時間までごとに	170円
	審判室	1時間までごとに	160円
	記録室	1時間までごとに	130円
	映像操作室	1時間までごとに	130円
蹴球場	第1会議室	1時間までごとに	320円
	第2会議室	1時間までごとに	150円
庭球場	会議室	1時間までごとに	280円
管理事務所会議室	専用利用の場合	1時間までごとに	300円
南エントランス管理	専用利用の場合	1時間までごとに	300円

事務所 多目的 室			
コミュ ニティ センタ ー	おおきなサロン	1時間までごとに	310円
	ちいさなサロン	1時間までごとに	220円

公園施設設置許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名 _____

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

設置の目的	
設置の期間	
設置の場所	
公園施設の構造	
公園施設の管理の方法	
工事の着手及び完了の時期	
都市公園の復旧方法	
その他の必要な事項	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。

公園施設管理許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名 _____

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

管理の目的	
管理の期間	
管理する公園施設	
管理の方法	
その他の必要な事項	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。

都市公園占用許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名 _____

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

占用の目的	
占用の期間	
占用の場所	
占用物件の構造	
占用物件の管理の方法	
工事実施の方法	
工事の着手及び完了の時期	
都市公園の復旧の方法	
その他の必要な事項	

備考

- 1 申請者が、法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。

第4号様式（第2条関係）

許 可 証

沖縄県指令土第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあつた都市公園の使用については、下記のとおり許可します。

年 月 日

沖縄県知事

記

根 拠 条 文	
公 園 名	
許 可 の 場 所	
許 可 の 事 項	
許 可 の 期 間	
都市公園の復旧方法	
使 用 料 の 額	
許 可 の 条 件	別紙のとおり
そ の 他	(添付書類 枚)

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

許可事項の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

既に受けた許可の 年月日及び番号	
既に受けた許可事項 の 概 要	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
その他の必要な事項	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。

第6号様式（第5条関係）

保管工作物等一覧簿								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した 日 時	保管を始 めた日時	保管の 場 所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

第7号様式（第6条関係）

受 領 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

返還を受けた者
住所
氏名

下記のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時	
返 還 を 受 け た 場 所	
返還を受けた 工作物等	整 理 番 号
	名 称 又 は 種 類
	形 状
	数 量
(返 還 を 受 け た 金 額)	

工 事 完 了 届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出人 住所
氏名

先に許可を受けて工事着手した {公園施設の設置
都市公園の占有} に関する工事が完了したので、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	
工 事 の 場 所	
工事の着手及び完了の時期	
工 事 の 完 了 年 月 日	
その他の必要な事項	

備考

- 届出人が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 「その他の必要な事項」の欄には、届出に当たって特記すべき事項を記載すること。

都市公園の使用廃止届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出人 住所
氏名

先に許可を受けた都市公園の使用を廃止したいので、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	
使用の場所及び種類	
廃止した年月日	
都市公園の復旧の時期	
その他の必要な事項	

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、届出に当たって特記すべき事項を記載すること。

原 状 回 復 届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出人 住所
氏名

都市公園法（昭和31年法律第79号）第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したので、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	
使用の場所及び種類	
使用の廃止又は許可期間終了の年月日	
原状回復年月日	
その他の必要な事項	

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、届出に当たって特記すべき事項を記載すること。

工 事 完 了 届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出人 住所
氏名

先に命ぜられた措置に関する工事を完了したので、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指令年月日及び番号	
工事の場所	
工事の着手及び完了の時期	
工事の完了年月日	
その他の必要な事項	

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、届出に当たって特記すべき事項を記載すること。

所 有 権 等 移 転 届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出人 住所
氏名

私所有の土地物件について権利の変動がありますので、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

土地物件の所在及び種類	
変動に係る権利の内容	所有権の移転 抵当権の設定 移転 その他（ ）
変動後の権利者の住所及び氏名	
変動のあつた年月日	
その他の必要な事項	

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、届出に当たつて特記すべき事項を記載すること。

使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名 _____

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第15条の規定による使用料の減免をしてくださるよう下記のとおり申請します。

記

使用の目的	
使用の日時又は期間	
減免を受けようとする理由	
減免を受けようとする金額	
その他の必要な事項	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。

使用料還付申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名 _____

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第16条ただし書の規定により、使用料の還付をしてくださるよう下記のとおり申請します。

記

許可の年月日 及び番号	
許可を受けた事項	
既に納めた 使用料の額	
使用料を納付 した年月日	
還付を受けよ うとする金額	
還付金額の算出基礎	
還付を受けよ うとする理由	

備考 申請者が、法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

沖縄県知事 殿

申請者 所在地

団体の名称

代表者の氏名

公園の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第19条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類